

各指定試験機関等の概要について

1. 法人の概要

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
目的	医療機器の研究開発等に関する調査研究を行い、その適正な普及及び向上を助長奨励するとともに認証を行い、医療機器産業の健全な発展を図るとともに、臨床工学技士の育成に努め、もって国民の健康増進及び医学の進歩向上に寄与することを目的とする。	福祉機器ニーズの増大・多様化、科学技術の進歩による高度化に適切に対応し、真に身体障害者等の役に立つ福祉機器の開発・普及等を促進するため、福祉機器に関する調査研究及び福祉機器のニーズとシーズの適切な情報連携の促進を行うことにより、身体障害者等の福祉の向上に資することを目的とする。	臨床歯科医学及び歯科医療に関する啓蒙、普及並びに歯科臨床研修制度の在り方等に関する調査研究を行うとともに、歯科衛生士に係る試験事務等を行うことにより、歯科医師及び歯科衛生士の資質の向上を図り、国民の健康な生活の確保に寄与することを目的とする。	救急医療に関する研究に対する助成並びに調査及び研究を行い、その成果を広く社会に還元すると共に、救急医療に関する教育啓蒙活動、救急救命士に係る試験事務等及び、医師、看護師、救急救命士その他救急医療に従事する者等(以下「救急医療従事者等」という。)の資質の向上のための研修等を行うことにより、国民の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の試験事務及び登録事務を行うとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質の向上に努め、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。	柔道整復師の試験事務及び登録事務を行うとともに、柔道整復師の資質の向上に努め、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。	医療に関する各種分野を横断的かつ総合的に捉え、高度な情報技術を活用することを通じて各種医療従事者を対象とした研修システムを開発し、このような研修の実施、関係団体が実施する研修への支援及び関連情報の収集、提供等を行うこと、並びに言語聴覚士に係る試験事務等を行うことにより医療の質の向上に寄与すること。
設立年月日	昭和60年6月21日	昭和62年4月1日	平成3年6月11日	平成3年3月29日	平成2年3月28日	平成1年11月28日	平成7年10月2日
指定年月日	昭和63年4月27日	昭和63年4月27日	平成3年7月1日	平成3年12月19日	平成4年10月1日	平成4年10月1日	平成10年9月30日
理事長	渡辺 敏	大橋 謙策	安井 利一	島崎 修次	小早川 隆敏	福島 統	猿田 享男
役職員数	平成24年2月現在 役員数23名 職員数21名	平成24年2月現在 役員数13名 職員数15名	平成24年2月現在 役員数9名 職員数7名	平成24年2月現在 役員数27名 職員数9名	平成24年1月現在 役員数18名 職員数8名	平成24年2月現在 役員数11名 職員数7名	平成24年2月現在 役員数20名 職員数11名

2. 法人の業務等

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
国家試験職種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅ う師	柔道整復師	言語聴覚士
主な業務 の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機器の研究開発に関する事業 ○指定管理医療機器の認証に関する事業 ○医療機器に関する技術者及び取扱者に対する研修に関する事業 ○臨床工学技士国家試験の事務に関する事業(指定事業) ○医療機器に関する情報提供 ○医療機器の産業動向に関する調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具に関する調査研究及び開発を推進する事業 ○福祉用具情報の収集及び提供に関する事業 ○福祉用具の臨床的評価及び規格化に関する事業 ○福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の養成、資格認定及び研修等に関する事業 ○認定補聴器専門店の認定に関する事業 ○福祉用具の普及及び適正利用の推進を図るための都道府県等との協力に関する事業 ○義肢装具士国家試験の実施に関する事務 ○福祉用具に関する書籍等の作成・編集及び販売に関する事業 ○その他、財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○公・私立大学の歯学部附属病院等において実施される歯科医師臨床研修に対する支援 ○歯科医療及び歯科臨床研修等に関する調査研究及び研修事業の実施 ○日本歯科医師会等を行う生涯研修事業への協力 ○歯科衛生士に係る試験事務及び登録事務の実施に関する事業(指定事業) ○歯科衛生士の資質向上のための研修事業の実施 ○その他、財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療に関する技術的実践的な研究を行う大学、学会、研究機関等への研究助成 ○「救急医療」及び「救急医療従事者等の資質の向上」に関する調査研究 ○救急医療に関する調査の結果及び研究の成果の公表 ○救急医療に関する教育、啓蒙のためのシンポジウム、セミナー等の開催 ○救急医療に関する知識の普及のための出版物の発行 ○救急救命士国家試験の実施に関する事務 ○救急救命士名簿の登録の実施に関する事務 ○救急医療従事者等に対する研修活動 ○災害・救急医療等に関する国際交流 ○へき地、離島の救急医療等に関する事業 ○前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の試験の実施に関する事務 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の登録の実施等に関する事務 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に対する生涯研修の実施 ○あん摩マッサージ指圧師、はり及びきゅうの研究、情報提供及び出版物刊行の実施 ○その他財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○柔道整復師の試験の実施に関する事務 ○柔道整復師の登録の実施等に関する事務 ○柔道整復術に係る調査研究及びその助成 ○柔道整復師に対する講習会の実施 ○柔道整復師による国民の健康の保持増進のための事業の指導及びその助成 ○柔道整復術に係る国際機関・団体等との学術交流 ○柔道整復術に係る出版物の刊行 ○その他財団の目的を達成するために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者に対する研修に関する研究開発 ○医療従事者に対する研修の実施 ○関係団体が実施する医療従事者に対する研修への支援 ○医療従事者に対する研修に関する国内外の情報の収集及び提供等 ○研修希望者と研修プログラムとの組合せ決定(マッチング)の実施に関する事務 ○言語聴覚士国家試験の実施及び登録の実施等に関する事務 ○その他本財団の目的を達成するために必要な事業

3. 資格・試験の概要

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
職 種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	柔道整復師	言語聴覚士
職種の業務内容	医師の指示のもとに人工心肺装置や人工呼吸器、人工透析装置などの生命維持管理装置を安全かつ適正に操作し、保守点検を行う。	病院の整形外科やリハビリテーション科などで医師から指示される義肢・装具を作成、装着する。	歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び航空の疾患の予防措置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去し、歯牙及び口腔に対して薬剤を塗布する。	症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置として行う「救急救命処置」により、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避する。	あん摩マッサージ指圧師 手で押す、揉む等の刺激を与え、肩こりや腰痛といった症状の改善をはかる。 はり師 はりを刺し刺激を与え、肩こりや腰痛といった症状の改善をはかる。 きゅう師 灸による温熱刺激を与え、肩こりや腰痛などの症状の改善をはかる。	骨折や脱臼などの患者に対し、牽引などの手技を実施し、症状の改善をはかる。 ※施術できるのは、骨折、脱臼、打撲、捻挫等の症状のみ	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う。
主な勤務先	病院等	病院、義肢装具製作所等	病院等	消防署施設等	各々専門の施術所等	各々専門の施術所等	病院、老健施設等

4. 国家試験の概要

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
職 種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	柔道整復師	言語聴覚士
形 態	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験	年1回の筆記試験
試験科目	医学概論(公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。)、臨床医学総論(臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。)、医用電気電子工学(情報処理工学を含む。)、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学	臨床医学大要(臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。)、義肢装具工学、図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学、リハビリテーション工学、義肢装具材料学(義肢装具材料力学を含む。)、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学、義肢装具適合学	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能 歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論	基礎医学(社会保障・社会福祉、患者搬送を含む)、臨床救急医学総論、臨床救急医学各論(臓器器官別臨床医学、病態別臨床医学、特殊病態別臨床医学)	医療概論(医学史を除く。)、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、東洋医学臨床論、あん摩マッサージ指圧理論(あん摩のみ)、はり理論(はりのみ)、きゆう理論(きゆうのみ)	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論、関係法規	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学
試験の実施状況	第24回(平成23年) 受験者数 1,882人 合格者数 1,447人 合格 率 76.9%	第24回(平成23年) 受験者数 199人 合格者数 176人 合格 率 88.4%	第20回(平成23年) 受験者数 5,788人 合格者数 5,585人 合格 率 96.5%	第34回(平成23年) 受験者数 2,465人 合格者数 2,024人 合格 率 82.1%	第19回(平成23年) (あん摩マッサージ指圧師) 受験者数 1,849人 合格者数 1,609人 合格 率 87.0% (はり師) 受験者数 5,483人 合格者数 4,553人 合格 率 83.0% (きゆう師) 受験者数 5,499人 合格者数 4,595人 合格 率 83.6%	第19回(平成23年) 受験者数 6,625人 合格者数 4,592人 合格 率 69.3%	第13回(平成23年) 受験者数 2,374人 合格者数 1,645人 合格 率 69.3%

5. 指定試験機関及び指定登録機関制度について

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
職 種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゆう 師	柔道整復師	言語聴覚士
根拠規定	臨床工学技士法第17 条第1項(試験)	義肢装具士法第17条 第1項(試験)	歯科衛生士法第8条の 2第1項(登録)、第12 条の4第1項(試験)	救急救命士法第12条 第1項(登録)、第37条 第1項(試験)	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゆう 師等 に関する法律第3条の4 第1項(試験)、第3条の 23第1項(登録)	柔道整復師法第8条の 2第1項(登録)、第13 条の3第1項(試験)	言語聴覚士法第12条 1項(登録)、第36条第 1項(試験)
指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験(登録)事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること ・試験(登録)事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること ・一般社団法人又は一般財団法人であること ・試験(登録)事務以外の業務により試験(登録)事務を公正に実施することができないおそれがないこと ・指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者でないこと ・役員に、①資格法に違反して刑に処せられ、執行が終わらない、又執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者がいないこと、 ②解任命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者がいないこと 						

6. 指定の必要性及び当該法人が指定されている理由について

	財団法人 医療機器センター	公益財団法人 テクノエイド協会	財団法人 歯科医療研修振興 財団	財団法人 日本救急医療財団	財団法人 東洋療法研修試験 財団	財団法人 柔道整復研修試験 財団	財団法人 医療研修推進財団
職 種	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士	救急救命士	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゆう 師	柔道整復師	言語聴覚士
指定の 必要性	<p>医療は国民の生命及び身体の安全に直結するものであり、その質の担保については、国が責任を持って行うべきものであることから、医療関係資格者の質を国家資格制度により担保しているところである。このため、医療関係資格制度に係る事務については、国の強い関与が必要不可欠であり、現行において、各資格法に基づき公益法人を指定し、試験事務を行わせている。なお、試験事務については、比較的定型的なものである一方、その業務量が膨大なことから「行政改革に関する第五次答申」(昭和58年3月)の趣旨に従い、行政事務の簡素化のために指定機関において実施しているところ。</p> <p>試験を全国斉一的に適正かつ確実な実施という公益性、及び行政事務の効率的運営の観点から、当該指定制度には公益法人要件が付されており、役員を選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。</p>						
当該法人が 指定されて いる理由	<p>制度創設当時 ①透析技術認定士資格試験等々の臨床工学技士業務と関連の深い事業を実施していたこと ②事業の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>制度創設当時 ①福祉用具(義肢装具)に関する講習会等の義肢装具士の業務と関連の深い事業を実施していたこと ②事業の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 ①他の指定試験機関での受入れが困難であったこと ②本法人が、歯科医師臨床研修事業等の実施により、医療機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>設立当初から救急救命分野に精通しており、試験事務の実施に必要な基礎を有していたことを踏まえて指定された。 本法人には、受験資格の審査(救急救命業務の実務経験の判定等)から問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、また、本法人においては、医療の高度化や多様化にあわせた質の高い試験問題を試験委員会が作成するにあたり、必要とされる情報を収集し、充実した支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 他の指定試験機関での事業の受入れが困難であったことから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の職能団体や養成機関等により設立された本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>当該試験を都道府県試験から国に移行する際、 他の指定試験機関での受入れは困難であったことから、柔道整復師の職能団体や養成機関等の出資により設立された本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>	<p>制度創設当時 ①他の指定試験機関での受入れが困難であったこと ②本法人が、医療関係職種の研修事業の実施により、医療機関・養成機関とのネットワークを有するなど、医療関係者から一定の信頼が寄せられていたこと</p> <p>などから、本法人を指定したものの。 本法人には、受験資格の審査や問題作成・試験の実施等に至るまで、秘密保持、危機管理に関する十分なノウハウが蓄積されており、質の高い試験問題作成にあたる試験委員会への支援体制の確保に努めている。</p>